

ポートアイランド処理場
維持管理業務委託契約約款付加条項

神戸市建設局

別紙 2

委託契約約款付加条項

別紙 1 委託契約約款（以下「本約款」という。）については、維持管理業務委託契約約款付加条項（以下「本付加条項」という。）を追加し、適用されるものとする。

なお、本付加条項で定める事項については、本約款の定めにかかわらず、本付加条項の定めが優先するものとする。

（用語）

第 1 条 本付加条項において用いる用語の意義は次のとおりとする。また、本付加条項で特に定めのない限り、本約款で定義された用語は、本約款で定める意義を有するものとする。

- (1) 「本件」とは、ポートアイランド処理場維持管理業務をいう。
- (2) 「要求水準書」とは、本件に係る入札手続きにおいて甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (3) 「業務遂行能力等評価書」とは、乙が甲に提出した本件に係る業務遂行能力等を評価するための書類一式及び説明又は補足として乙が本委託契約締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。
- (4) 「要求水準書等」とは、「要求水準書」及び「業務遂行能力等評価書」をいう。
- (5) 「業務計画書等」とは、要求水準書に定める「業務計画書」、「業務履行年間計画書」、「運転・保守業務実施計画書」、及び、甲が指示し乙が作成した計画書をいう。
- (6) 「対象施設」とは、要求水準書に定める対象施設をいう。
- (7) 「不可抗力」とは、台風、雷害、渇水、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、感染症、第三書の行為その他の自然的又は人為的な事象（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）であって、甲及び乙の責に帰すことができないものをいう。

（仕様書）

第 2 条 本約款第 1 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 18 条第 6 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 3 項において、「仕様書」とあるのは「要求水準書」と、本約款第 15 条第 1 項において、「別紙仕様書」とあるのは「別紙要求水準書」と読み替える。

（業務履行場所）

第 3 条 業務履行場所は、要求水準書に定める対象施設とする。

（リスク分担）

第 4 条 本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として甲が責任を負うべきものはこの限りではない。甲乙のリスク分担については別紙 3 のとおりとする。

（委託業務）

第 5 条 乙は、本委託契約及び要求水準書等に従い、委託業務を誠実に実施しなければならない。

2 委託業務の履行にあたり乙が達成しなければならない最低限の水準は、要求水準書等に定めるとおりとする。

3 乙は、本委託契約若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は甲と乙との別段の協議が

成立している場合を除き、委託業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定める。

（自家用電気工作物の保安業務）

第6条 要求水準書において、対象施設のうち電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を乙が行うこととしている場合は、当該自家用電気工作物の電気主任技術者は、乙の従業員のうち、選任する事業場に常時勤務する者から選任するものとする。

2 前項の場合において、甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務が適切に行われるよう、次の各号を約する。

（1）設置者（甲）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

（2）自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

（3）電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

3 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気主任技術者が別途定める保安規程のほか、自家用電気工作物の保安の確保に係る規程等を遵守しなければならない。

（委託料）

第7条 委託料は、固定費及び変動費により構成されるものとする。変動費については、処理水量に応じて算出されるものとするが、固定費については処理水量の変動にかかわらず変動しないものとする。固定費のうち修繕費及び消耗品費（機械部品・電気部品に関するもの）については、各年度の修繕業務の履行状況及び消耗品（機械部品・電気部品に関するもの）の調達状況に応じて精算する。

2 委託料の予定額及び内訳は、別紙4のとおりとする。

3 委託料の変更と精算は、それぞれ別紙5と別紙6により行うものとする。（処理水量の変動に伴う精算を含む）。

4 固定費については対象施設の運転が停止された場合でもこれを支払うものとする。ただし、かかる支払いが行われる場合であっても、支払われるべき委託料は、第17条の規定に従い減額されるものとする。

5 第8条第1項の規定にかかわらず、契約解除その他の事由により委託料を支払う対象となる業務期間が1か月に満たないときは、委託料のうち固定費は、日割計算により算定されるものとする。

（委託料の支払方法）

第8条 委託料は第9条に定める手続きに従い、暦月ごとに分割して支払うものとする。各月の委託料の支払額は、当該年度の委託料の予定額（ただし、委託料の変更があった場合には、当該委託料の変更後における委託料の予定額）を当該年度の委託期間の月数で除して得た額とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数の金額は当該年度の最後の支払い（以下「最終月支払い」という。）にあたって合算して支払うものとする。ただし、委託料の精算又は委託料の減額（第19条に定義する。）がある場合は、委託料の精算の事由に従い、次の各号に定める月に、当該委託料の精算の対象となった額を増減した額を当該月の支払額とする。次の各号の精算増減

額に1円未満の端数の取り扱いについては、別紙に記載する。なお、委託料の支払いについて、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- (1) 年度末の月：
 - ①処理水量に応じて変動する費用の精算（別紙6（1））の規定に従い委託料の精算を行うとき
 - ②修繕業務及び消耗品（機械部品・電気部品に関するもの）の調達にかかる費用の精算（別紙6（2））の規定に従い委託料の精算を行うとき
 - (2) 当該月：
 - ①要求水準等未達時の委託料の減額（別紙7（1））の規定に従い委託料の減額を行うとき
- 2 前項第1号の精算を要するときは、甲又は乙は、当該月の委託料の請求時に相手方にその額を通知しなければならない。前項第2号の減額を要するときは、甲は、乙から当該月の請求を受けるときまで乙にその額を通知しなければならない。

（委託料の支払手続）

- 第9条 乙は、毎月の委託業務終了後、その履行を証するため要求水準書に定める業務報告書を翌月の7営業日以内に甲に提出し、本約款第4条の規定に従って甲の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、必要と認めるときは、乙の委託業務の履行状況を調査し、又は乙に対して委託業務の履行状態の報告を求めることができる。
- 3 乙は、前2項の規定に従い、規定による検査に合格したのちに、甲に対し委託料の支払を請求するものとする。

（特許権等の使用）

- 第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他に日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、本条において「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったことを明らかにしたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

- 第11条 乙は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲に承諾された場合、改良工事、運転の変更等を乙の負担にて行い、その概要を甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、委託料を変更する。なお、具体的な変更額は甲乙協議とする。

（保険）

- 第12条 乙は、第三者損害賠償保険等、乙が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の保険に加入後速やかに、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(法令変更に係る通知の付与及び協議)

第13条 乙は、甲が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなければならない。

2 甲は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等を締結した場合は、その内容を速やかに乙へ通知するものとする。

3 本契約締結後に法令変更等が行われ委託業務の実施に追加費用が生じるときは、甲乙協議のうえ、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

4 法令変更により要求水準書又は業務計画書等の変更が可能となり、係る変更により乙の委託業務実施の費用が増額又は減額するときは、甲乙協議により要求水準書又は業務計画書等の変更を行い、委託料を増額又は減額するものとする。

(甲が実施する施設の増設、設置及び改築への協力)

第14条 乙は、甲が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力しなければならない。

(不可抗力)

第15条 甲乙いずれかが不可抗力により本契約の履行を継続できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 前項の通知を行った者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、本契約の履行の再開が可能となるときまで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方についても同様とする。

(要求水準等の未達の場合の処置)

第16条 乙の業務報告又は甲の実施する履行状況の確認その他により、要求水準書等に規定された管理基準を超えること（以下、「要求水準等未達」という。）が判明した場合には、甲又は乙は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は原因の究明に努め、要求水準等未達が治癒されるよう、委託業務の改善等を行わなければならない。

2 前項の改善等を行う場合には、乙は方法及び期間等を示した業務改善計画書を甲に速やかに提出し、甲の確認を受けたうえで実施しなければならない。

3 乙は、要求水準等未達を治癒するために対象施設の補修等が必要な場合は、甲に通知をしなければならない。対象施設の補修等を実施する主体及び費用負担は、甲乙協議により定めるものとする。ただし、補修等を必要とする原因が乙にある場合は乙の負担とする。

4 乙は、前項の補修等が完了するまでの期間についても、要求水準等未達が治癒されるよう最大限努力しなければならない。

(委託料の減額等)

第17条 要求水準等未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用を含む。）は全て乙が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達の発生等の原因について、不可抗力、その他下記に示す理由等により、乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合は、当該費用のうち合理的な部分については甲が負担するものとする。

(1) 対象施設の能力を超える量又は水質の下水が流入した場合

(2) 対象施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合

- (3) その他乙の責に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合
- 2 前項の費用を甲が負担する場合の方法については、甲乙協議により定めるものとする。
- 3 要求水準書に規定する遵守基準を達成できなかった場合（乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合を除く。）には、別紙7の「要求水準等未達時の委託料の減額」により委託料を減額するものとする。
- 4 前項の減額を行う場合において、当該事由に係る本約款第5条の規定は適用しないものとする。

（乙の帰責事項による解除）

第18条 本約款第26条第1項に以下の各号を追加する。

- (12) 乙が本契約の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (13) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

（乙の解除権）

第19条 本約款第27条第1項を以下の各号とする。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更のため、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 契約履行の中止期間が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- 2 前項により本契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、乙は、その損害（ただし、逸失利益は含まない。）の賠償を甲に請求することができる。

（解除違約金等）

- 第20条 乙は、本約款第26条第1項（18条により追加された各号を含む。本条において同じ。）の規定により本委託契約が解除された場合は、委託料の総額（委託期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定処理水量に基づいて算出される）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 甲は、前項の規定する違約金を、本約款第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。
- 3 本約款第26条第1項の規定により本委託契約が解除された場合において、甲が新たな維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（最大6か月間）は、乙は責任を持って維持管理を継続するものとし、これに要する費用等の詳細については別途協議する。

（違約罰の支払額）

- 第21条 本約款第31条第1項、第3項、第32条第3項、第33条第4項、及び第34条第1項において、「契約金額の10分の1に相当する額」とあるのは「契約金額の10分の1に相当する額（ただし、1,000万円を上限とする。）」、本約款第31条第3項において、「契約金額の100分の5に相当する額」とあるのは「契約金額の100分の5に相当する額（ただし、500万円を上限とする。）」と読み替える。
- 2 甲は、前項の規定する違約金を、本約款第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。

別紙3 責任範囲

本業務に係るリスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者	
			甲	乙
法令等の順守	1	乙が本業務の履行上で関係する法令の遵守の責任		○
制度・法令の変更	2	本委託に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
	3	上記以外のもの		○
税制の変更	4	消費税の変更	○	
	5	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
第三者賠償	6	甲の帰責事由によるもの	○	
	7	乙の帰責事由によるもの		○
	8	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
第三者からの損害	9	甲の帰責事由によるもの	○	
	10	乙の帰責事由によるもの		○
	11	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
住民対応	12	行政サービスに係る住民苦情・要望に関するもの等	○	
	13	受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
環境問題	14	乙が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、悪臭等）		○
	15	上記以外のもの	○	
物価変動	16	業務期間内の物価変動に関するもの	○※2	○※2
債務不履行	17	甲の帰責事由により本業務が実施できない場合	○	
	18	乙の帰責事由により本業務が実施できない場合		○
不可抗力	19	台風、雷害、渇水、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、感染症、その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙の責に帰することができないものによる業務計画・内容の変更、費用増加、業務の延期・中止・停止に関するもの	○	
要求水準未達	20	要求水準書等の未達によるもの		○
	21	不可抗力等、乙の帰責事由によらない要求水準等の未達	○	
計画の変更	22	甲の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの	○	
	23	乙の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの		○
維持管理業務の遅延	24	甲の帰責事由による維持管理業務開始の遅延	○	
	25	乙の帰責事由による維持管理業務開始の遅延		○
ユーティリティ・薬品等	26	電気・ガス・薬品等の供給停止に関するもの	△※3	○※3
	27	乙の帰責事由による電気・ガス・薬品等の使用量の変動		○
維持管理費の増大	28	甲の帰責事由による業務内容等の変更による維持管理費増大	○	
	29	乙の帰責事由による維持管理費の増大		○
施設の損傷	30	甲の帰責事由によるもの	○	
	31	乙の帰責事由によるもの		○
	32	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
処理水量の変動	33	水量の変動に伴う委託料の増減	△※4	○※4
業務終了時の手続き	34	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○

その他	35	ポートアイランド処理場改築更新等事業による業務量等の変動	△※3	○※3
上記以外のもの	36		○※1	○※1

凡例)○：主負担者 △：従負担者

※1_発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。

※2_物価変動に一定程度の変動があった場合、別紙5に基づき委託料を変更する。

※3_通常対応可能な範囲においては、乙の負担とする。通常対応可能な範囲外の場合は甲が負担する。

※4_処理水量の変動に伴う委託費（変動費）の変動は、別紙6に基づき精算する。

別紙４ 委託料の予定額及び内訳

本付加条項第７条第２項に定める、各年度の委託料の予定額及びその内訳は下記のとおりとする。
変動費は、本付加条項第７条第１項のとおり、処理水量に応じて変動する。

なお、固定費のうち修繕費及び消耗品費（機械部品・電気備品に関するもの）については履行状況、調達状況に応じて精算する。

（単位：水量はm³/年、その他は円）

年度			令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	合計
年間想定処理水量			3, 595, 000	3, 595, 000	896, 000	8, 086, 000
固 定 費	人件費	業務原価				
		諸経費				
	修繕費		7, 200, 000	7, 200, 000	2, 300, 000	16, 200, 000
	消耗品費（機械部品・電気部品に関するもの）		2, 200, 000	2, 200, 000	550, 000	4, 950, 000
	その他業務費					
	ユーティリティ費					
	電気料金					
		内訳① ※1				
		内訳② ※2				
	その他 ※3					
変 動 費	ユーティリティ費					
	薬品費					
小計						
消費税等相当額						
合計						

※1 基本料金より成る

※2 従量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金より成る

※3 水道、ガス、重油の料金より成る

別紙5 委託料の変更

以下に定める方法により委託料を変更するものとする。

(1) 賃金又は物価の変動

① 変更の対象と条件

賃金又は物価の変動により、委託料に一定以上の変動が生じた場合、当該年度の翌年度の委託料の年額を変更することができる。賃金又は物価の変動による委託料の変更は、毎年度確認するものとし、委託料を構成する各費用項目から算出した指数等の変動による当該年度の翌年度の委託料の変動率が±1.5%を超える場合に翌年度の委託料を変更する。なお、変動を確認する時期等については原則当該年度の7月頃とするが、詳細は協議による。

② 変動指数

各費用項目に対応した指数等は、表1のとおりとする。ただし、市場の変動等により表1に定める指数等が実態に整合しなくなった場合には、甲乙協議により変更するものとし、協議が整わなかった場合には、甲が定めるものとする。

【表1 指数等一覧】

区分		指数等
変動費	薬品費	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品の確報値
固定費	人件費	公共工事設計労務単価／電工／兵庫県
	その他（外部委託業務費、諸経費等）	企業向けサービス価格指数/下水道・廃棄物処理/下水道（日本銀行調査統計局）

③ 指数等の変化率

各費用項目に対応する指数等の変化率は、以下の式により算出する。

（変化率）＝ 変動後の指数等／変動前の指数等

変化率 : 各費用項目に係る変化率（小数点第2位未満切り捨て）
 変動後の指数等 : 各費用項目における変動を確認する月の直近12月の指数等の平均値（変動を確認する月から基準月までが12月に満たない場合には、その月数の平均値）
 変動前の指数等 : 各費用項目における前回変更時の指数等（当初の委託料を変更する場合は、当初の基準月（令和8年1月）の指数等）

④ 変更する委託料の算出

以下の式に従って変化率により各費用項目の基準日以降の年額を算出し、その合計をもって基準日以降の委託料の年額を算出する。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。

$Y = X \times (\text{変化率})$

Y：変動後の基準日以降の各費用項目の年額

X：変動前の基準日以降の各費用項目の年額

上式により算出した各費用項目のYの合計額と、各費用項目のXの合計額との差額が後者の±1.5%を超える場合、基準日以降の委託料としてYの合計額を採用するものとし、委託料を変更する。なお、上記差額が±1.5%を超えない場合、変更は行わない（委託料はXの合計額）。

⑤ 例外的な変更方法

委託料を構成する費目のうち、①によることが適当でないと甲が認めた費目については、甲と乙が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

(2) 消費税の変動

消費税率が変更された場合には、消費税率が変更された日に、当該日以降に係る委託料に関して支払われる消費税に相当する額は変更されるものとする。

別紙6 委託料の精算

以下に定める方法により委託料を精算するものとする。

(1) 処理水量に応じて変動する費用の精算

各年度の処理水量の実績値が確定したときにおいて、実績処理水量が想定処理水量に対し±5%を超えた場合には、当該年度の委託料（別紙4の変動費）の精算額を次の式により算定する。なお、1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで、最終月支払いの金額に増額又は減額することで精算するものとする。

（実績処理水量が想定処理水量より5%を超えて増加した場合）

$$\begin{aligned} \text{増加額} = & ([\text{変動費総額}] \div [\text{想定処理水量}]) \\ & \times \{ [\text{実績処理水量}] - [\text{想定処理水量}] \times (1 + 0.05) \} \end{aligned}$$

（実績処理水量が想定処理水量より5%を超えて減少した場合）

$$\begin{aligned} \text{減少額} = & ([\text{変動費総額}] \div [\text{想定処理水量}]) \\ & \times \{ [\text{想定処理水量}] \times (1 - 0.05) - [\text{実績処理水量}] \} \end{aligned}$$

ここで、

変動費総額：別紙4記載の当該年度の変動費の総額[円]

実績処理水量：当該年度に処理した実績処理水量[m³]

想定処理水量：別紙4記載の当該年度の年間想定処理水量[m³]

なお、実績処理水量の算定については放流量を基準に甲が検証する。

(2) 修繕業務及び消耗品（機械部品・電気部品に関するもの）の調達にかかる費用の精算

各年度の最終月において、当該年度の修繕業務の履行状況及び消耗品のうち、機械部品・電気部品に関するものの調達状況に基づき各年度の委託料（別紙4の修繕費・消耗品費（機械部品・電気部品に関するもの））の精算額を算定する。なお、1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで、最終月支払いの金額に増額又は減額することで精算するものとする。

別紙 7 要求水準等未達時の委託料の減額

以下に定める方法により委託料を減額するものとする。

(1) 要求水準等未達の委託料の減額

要求水準等未達があった場合には、下記の式により委託料を減額するものとする。当該委託料の精算方法は、甲が、要求水準等未達が解消されたことを確認した日の属する月の支払額と相殺し減額するものとする。当該金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てとする。なお、消費税については、要求水準等未達が解消されたことを確認した日の属する月の税率を適用するものとする。

$$\text{減額する額} = \text{「運転管理等業務費」} \times \text{「要求水準等未達日数」} \div \text{「年間日数」} \times \alpha$$

上記の式における用語は、それぞれ以下のとおりとする。

- 運転管理等業務費 : 要求水準等未達が発生した施設に係る別紙4に記載する当該年度の固定費の人件費（業務原価及び諸経費の合計額）とする。
- 要求水準等未達日数 : 要求水準等未達が発生した日から再び要求水準等を満足した運転ができるよう回復したことを甲が確認した日の前日までの日数。但し、水質等に関する要求水準等未達の場合は、要求水準等未達が最初に確認された日に行われた追加検査により、要求水準等未達が解消したことが確認された場合には、要求水準等未達日数は1日とする（なお、表3は、この場合の要求水準等未達日数について、例を用いて説明したものである。）。また、要求水準等未達が最初に確認された日の翌日以降に行われた追加検査により、要求水準等未達が解消したことが確認された場合には、その追加検査の前日までの日数とする（なお、表3は、この場合の要求水準等未達日数について、例を用いて説明したものである。）。
- 年間日数 : 令和8年度 365日、令和9年度 365日、令和10年度 91日

【表3 ケース1】

定期検査の結果、要求水準の未達が判明し（下例では13日）、即日追加検査を行った結果が要求水準を達成した場合は、要求水準未達日数は1日とする。

1日	2日	...	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
前回 測定 日				測定 日													
要求 水準 達成									検査 結果 判明 要求 水準 未達 ↓追加 検査	追加 検査	追加 検査	追加 検査	追加 検査	検査 結果 判明 要求 水準 達成 ↓追加 検査 終了			

要求水準未達日数は1日

【表3 ケース2】

定期検査の結果、要求水準の未達が判明し（下例では13日）、その日以降に追加検査を行った結果が複数日数要求水準を達成しなかった場合は、当初の測定日（下例では8日）から要求水準未達が発生した最終日（下例では14日）までの全日数を未達日数とする。（下例では未達日数は8日から14日までの7日となる）

1日	2日	...	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
前回 測定日				測定日													
要求 水準 達成									検査 結果判明					検査 結果判明	検査 結果判明	検査 結果判明	
									要求 水準未達 ↓追加 検査	追加 検査	追加 検査	追加 検査	追加 検査	要求 水準未達	要求 水準未達	要求 水準達成 ↓追加 検査終了	
				要求水準未達日数は7日													